

令和2年12月 総会議事録

日 時 令和2年12月24日(木)
午前9時30分
場 所 豊橋市役所 東85会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和2年12月24日(木)
午前9時30分開会 午前10時45分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第60号 農用地利用集積計画について
 - 議案第61号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第62号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第63号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第64号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - 議案第65号 非農地証明について
 - 議案第66号 「豊橋市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱」始め4件の要綱等の一部改正について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第4号 現況証明について
 - 報告第5号 農地基本台帳の登載について
- 4 その他
連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 ー
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一
13 番 高部 宏生	14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ
19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治
22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子

6 欠席委員 太田由美子

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名 農業企画課 2名

8 議事の経過

- 事務局 定刻となりました。
ただ今から豊橋市農業委員会 12 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いたします。
- 会 長 <あいさつ>
それでは、総会を始めます。
なお、豊橋市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。
- 議 長 本日は、議席番号 3 番太田由美子委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いたします。
なお、出席委員は、24 名中 23 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会
は成立いたします。
次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。
- 委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 12 番高畑隆一委員、同 13 番高部宏生委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、11 日の委員現地調査、14 日の書類説明会、農業委員による現地調査及び 18 日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第 3 条関係は、番号 6 番の市街化区域内の所有農地が駐車場となっていた件について、12 月 21 日付けで転用届の提出がありました。

番号 11 番について、12 月 23 日付けで申請者より取り下げる旨の連絡がありました。

番号 14 番の所有農地で草が伸びていた件について、12 月 16 日に是正の完了を確認しました。

そのほかについて変更等はございません。

本日は議案のほかに番号 1 番の新規就農の案件について、18 日の審査会で実施した聞き取りの概要を資料 1-2 として、配布しておりますので併せてご精読ください。

よろしくお願いたします。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

18日の審査会以降、4,5条関係におきましては特に変更・取
下げ等はございません

書類説明会で質問のありました既存の営農型太陽光の件につきまして、サカキ以外の木が植わっているものや枯れていることでしたが、2月末までに営農型太陽光の1年毎の報告書の提出することになっていきますので、それに合わせて指導をしていきます。

よろしくお願いたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長 それでは 5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

を議題といたします。

番号1番から15番までの15件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第57号、1ページをご覧ください。

まず、番号2番、3番、5番から13番について説明します。

取得目的は、番号6番が近隣農地を取得、番号2番、3番、5番、7番から13番が経営規模拡大です。

権利の種類は番号6番、10番から12番が所有権移転、番号2番、5番、7番～9番が賃借権設定、番号3番、13番が使用貸借による権利の設定です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書及び現地調査をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかどうかについては、全案件ともトラクター等の営農に必要な大型機械を確保しています。

従事者について、番号9番と10番は申請者1名のみです。そのほかの案件は全て2名以上の従事者がいます。

また、番号11番と12番は申請者の年齢が70歳を超えていますが、全員健康状態に問題はなく息子が後継者となる予定です。

また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われま

せん。第2号農地所有適格法人以外の法人については該当ありません。

第3号信託の引き受けについては該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも申請者が150日以上従事します。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについては、全案件とも許可前から50a以上あります。

第6号転貸するかどうかについては該当ありません。

第7号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号1番新規就農の案件について説明します。権利の種類は使用貸借による権利の設定です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するか

どうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかどうかについては、トラクター等大型機械を所有しています。

従事者については4名の従事者がいます。

また、申請地の全筆現地調査の結果耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われま

せん。第2号農地所有適格法人以外の法人については該当ありません。

第3号信託の引受については該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについては、申請者が150日以上従事する予定です。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについては、許可後に50a以上となります。

第6号転貸するかどうかについては該当ありません。

第7号周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に番号4番の農地所有適格法人が新たに農地を取得する案件について説明します。

権利の種類は使用貸借による権利の設定です。

申請者は、公開会社ではない株式会社です。

農地法第2条第3項各号の農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかについて、申請書及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号主たる事業は花穂、穂じその栽培です。

第2号構成員については4名であり、内3人が法人の行う農作業に300日以上従事する予定です。

また、農業関係者の議決権割合が100%です。

第3号及び第4号役員については代表取締役と取締役が各1名で、双方とも法人の常時従事者たる構成員であり、法人の行う農作業に300日以上従事しています。

よって農地所有適格法人の要件を満たしています。

次に、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書及び現地調査をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかについて、農機具に

についてはトラクター等大型機械を所有しています。

農作業は役員 2 名及び従事者 2 名が行います。また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われます。

第 3 号信託の引受けについては該当ありません。

第 5 号取得後に下限面積の 50a に達するかどうかについては、許可前から 50a 以上あります。

第 6 号転貸するかどうかについては該当ありません。

第 7 号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果特段の支障はないとのことでした。

なお、許可する場合には農地法関係事務に係る処理基準に基づき「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は、許可を取り消す」旨の条件を付けることとなります。

最後に番号 14 番及び 15 番の案件について説明します。

取得目的は近隣農地を交換により取得です。権利の種類は番号 14 番が所有権移転、15 番が使用貸借による権利の設定です。

農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて申請書及び現地調査をもとに説明します。

第 1 号取得後全部効率的に利用できるかについて、トラクター等大型機械を保有し営農に必要な機械を確保しています。

従事者については 2 名の従事者がいます。申請者の年齢が 92 歳と高齢ですが健康状態に問題はなく、同世帯の妻と別世帯の娘とともに従事しています。

また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作に供すべき農地について耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われます。

第 2 号農地所有適格法人以外の法人については該当ありません。

第 3 号信託の引き受けについては該当ありません。

第 4 号取得後において常時従事するかどうかについて、申請者は 60 日従事ですが同世帯の妻が 250 日従事しております。

第 5 号取得後に下限面積の 50a に達するかどうかについては、許可後に 50a 以上になります。

第6号転貸するかどうかについては該当ありません。

第7号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果特段の支障はないとのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することとし、番号14番及び15番については、議案第59号農地法第5条番号5番と交換案件のため許可日については、豊橋市長と調整のうえ決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議 長

続きまして、議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第58号、4ページをお願いします。

転用目的については、番号1番が営農型太陽光発電設備、番号2番が駐車場です。

農地種別について、2種と判断されるのは番号2番です。農用地と判断されるのは番号1番ですが一時転用に該当します。

資力について、借入金のみは番号1番です。自己資金のみは番号2番です。

信用性について、番号2番は始末書が添付されています。

その他の案件は特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については全案件とも該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性について、番号2番は既に完了しています。その他の案件は令和3年2月1日までに着

工し、令和3年4月30日までに完了する計画である記載がありません。

他の行政庁の許可及び認可等については全案件とも該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては全案件とも該当ありません。

計画面積の妥当性については全案件とも申請書、事業計画書及び現地調査等により妥当と判断されます。

宅地造成のみを目的とすることについては全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については隣接承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番及び2番です。

一時転用については番号1番が該当し、認定農業者であるため10年の一時転用計画で農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案は、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から16番までの16件を一括上程いたします。

なお、番号1番は前田委員の同居の親族が申請者のため、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当いたしま

事務局

す。前田委員は該当する案件のみ一時退席いたします。

それでは、内容について事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第59号、5ページから7ページをお願いします。

権利の種類について、賃借権の設定は番号1番、4番、14番、15番です。所有権移転は番号2番、3番、5番から12番です。使用貸借による権利の設定は番号13、16番です。

転用目的については、番号1番、2番、4番、6番、7番、9番、10番、12番が駐車場等、番号3番が冷蔵庫等、番号5番、8番、13番が分家住宅、番号11番が資材置場等、番号14番、15番が太陽光発電設備、番号16番が離れの建設です。

農地種別について、2種と判断されるのは番号1番、2番、4番から8番、10番から12番、14番、15番です。1種と判断されるのは番号3番、9番、13番、16番ですがすべて許可要件である集落接続に該当します。

資力について、自己資金のみは番号1番、2番、4番、6番、7番、9番から12番、14番、15番です。借入金のみは番号3番、5番、8番、16番です。自己資金及び借入金は番号13番です。

信用性について番号7番は始末書が添付されています。その他の案件については特段の疑義はありません。

転用の妨げになる権利を有する者については、番号2番、3番が地上権者の水資源機構の同意書が添付されています。その他の案件は該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性について、番号7番については既に完了しています。その他の案件については、令和3年1月25日から令和3年3月1日までに着工し、令和3年2月28日から令和3年12月25日までに完了する計画である記載があります。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号2番が申請外宅地2,762㎡、番号3番が申請外宅地等1043.53㎡、番号6番が申請外雑種地1,845㎡、番号9番が申請外雑種地775㎡、番号10番が申請外宅地46.26㎡、番号14番が申請外雑種地513㎡、番号15番が申請外山林等1,954㎡、番号16番が申請外宅地310.93㎡あります。その他の案件については該当ありません。

計画面積の妥当性については全案件とも申請書、事業計画書及び現地調査等により妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番、3番、4番、7番、9番から13番、15番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか農地以外である案件は番号2番、5番、6番、8番、14番、16番です。

一時転用については全案件とも該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号1番とそれ以外の案件に分けて審議していただくということで進めて参りたいと思います。

まず、番号2番から16番までの15件を一括審議いたします。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号2番、7番及び15番については、農地法第5条第3項の規定により愛知県農業会議の意見を付したうえ豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案さよう決しました。

前田委員は退席してください。

(前田委員 退席)

次に番号1の1件を審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

委員全員
議長

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

前田委員は復席してください。

(前田委員 復席)

続きまして別紙資料 1-1 の議案第 60 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 489 番までの 489 件、所有権移転の番号 1 番から 7 番までの 7 件、合計 496 件を一括上程いたします。

なお、所有権移転の番号 1 番は池田会長職務代理者が申請者のため農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当いたします。

池田会長職務代理者は関係案件のみ一時退席いたします。

それでは、内容について事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 60 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、11 月 25 日の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられ、農地銀行会長から計画策定の依頼があったもの、転貸につきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件について、それぞれ農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-1 をご覧ください。

1 ページから 3 ページの所有権移転につきましては、7 件 21 筆 24,352.03 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、12 月 15 日に池田会長職務代理者、日向会長職務代理者、陶山委員、松井委員、石橋委員に審査をお願いし「可」の旨の意見をいただいております。

次に 5 ページから 69 ページの農地中間管理事業におきまして

は、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 489 件 1,131 筆 1,340,920.26 m²です。所有権移転及び農地中間管理事業の総計は、496 件、1,152 筆、1,365,272.29 m²でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいまの事務局からの説明のとおりです。先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、所有権移転の番号 1 番と、それ以外の案件とに分けて審議していただくということで進めて参りたいと思います。

まず、利用権設定の番号 1 番から 489 番までの 489 件、所有権移転の番号 2 番から 7 番までの 6 件、合計 495 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

池田会長職務代理者は退席してください。

(池田会長職務代理者 退席)

議 長

次に所有権移転の番号 1 番の 1 件を審議いたします。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

池田会長職務代理者は復席してください。

(池田会長職務代理者 復席)

議長

続きまして、議案第 61 号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題といたします。

農用地区域からの除外番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 61 号について説明させていただきます。

豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、個別の除外 5 件、面積 8,517 m²です。

今回の案件につきましては、令和 2 年 11 月 12 日(木)の書類説明会において農業委員の方々にご説明し、担当される農業委員の方々から現地調査にて問題なしの回答をいただいております。その後、令和 2 年 11 月 19 日(木)の農地審査会において、本日の農業委員会総会の議案に付すことについて、了承を得ております。

除外案件の目的としましては、資材置場・駐車場が 1 番の 1 件、事務所・資材置場が 2 番の 1 件、店舗が 3 番の 1 件、農家住宅が 4 番の 1 件、駐車場が 1 番の 1 件となります。内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第 3 条の 2 (農業振興地域整備計画の策定または変更) 第 2 項 及び 第 4 条の 4 (公益性が特に高いと認められる事業に係る施設) 第 1 項 第 27 号に基づきご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の除外についての農業委員会の意見は、「やむを得ない」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案についての農業委員会の意見は、さよう決しました。

続きまして、議案第 62 号「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号 1 番及び 2 番の 2 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 62 号 9 ページをご覧ください。

議案第 62 号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。

番号 1 番は畑作による経営です。特例農地の 8 筆はレタス等の栽培です。

番号 2 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 1 筆は水稲の栽培、5 筆はレタス等の栽培です。

この 2 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方々に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地はありません。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
 よって本案はさよう決しました。
 続きまして、議案第 63 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

事務局 番号 1 番及び 2 番の 2 件を一括上程いたします。
 内容については、事務局に説明を求めます。
 はい、議長。説明させていただきます。
 議案第 63 号 10 ページをご覧ください。
 議案第 63 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。
 番号 1 番は水稻及び施設園芸による経営です。特例農地の 7 筆は水稻の栽培、2 筆はハウスにおける野菜の栽培です。
 番号 2 番は水稻及び畑作による経営です。特例農地の 12 筆はキャベツの栽培、13 筆は田畑の保全管理です。
 この 2 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。
 なお、市街化区域内の農地はありません。
 以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」
 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。
 本案については、本証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
 議 長 異議なしと認めます。
 よって本案はさよう決しました。
 続きまして、議案第 64 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。
 番号 1 番から 7 番までの 7 件を一括上程いたします。

事務局

内容については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 64 号 11 ページをご覧ください。

議案第 64 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号 1 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 1 筆はハウスでのカボチャの栽培、11 筆は田畑の保全管理です。

番号 2 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 8 筆は水稲の栽培、3 筆はキャベツの栽培です。

番号 3 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 3 筆は水稲の栽培、2 筆はキャベツの栽培、1 筆は畑の保全管理です。

番号 4 番は水稲及び施設園芸による経営です。特例農地の 4 筆は田の保全管理、4 筆はハウスにおける花き等の栽培です。

番号 5 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 1 筆は露地野菜の栽培、7 筆は田畑の保全管理です。

番号 6 番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の 2 筆は水稲の栽培、11 筆はキャベツ等の栽培、2 筆は畑の保全管理です。

番号 7 番は水稲、畑作及び果樹による経営です。特例農地の 3 筆は水稲の栽培、1 筆は柿の栽培、6 筆は田畑の保全管理です。

この 7 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農地は番号 6 番に 10 筆あります。

以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 65 号「遊休農地における非農地証明について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 65 号 13 ページをご覧ください。

番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき非農地証明（遊休農地）願出書が提出された土地です。

この土地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき、備考欄に記載の農業委員の方に現況調査を実施したところ「非農地」としての基準を十分満たしていると判断されましたので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものであります。

よろしく願いたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

続きまして、資料 2 の議案第 66 号「豊橋市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱」始め 4 件の要綱等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 66 号資料 2 をご覧ください。

行政手続きによる押印廃止に伴い、様式中の申請者等の氏名の横にある「印」マークを削るために改正するものです。

11 ページ以降の農地基本台帳の閲覧等の承諾書に係る本人の押印については、市民課等関係部署と同様に押印を廃止せず存

続しております。

- ご審議の程、よろしくお願いたします。
- 議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、承認することに決して異議ございませんか。
- 委員全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。
- 議長 以上で、本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。
- 事務局 次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。
はい、議長。報告させていただきます。
議案の 14 ページをお願いします。
報告第 1 号の番号 1 番から 7 番の 7 件、及び 15 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 37 番までの 37 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
次に 21 ページをお願いします。
報告第 3 号の番号 1 番から 13 番までの 13 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。
次に 23 ページをお願いします。
報告第 4 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の内容及び添付書類を審査の上、12 月 21 日付けで証明を行いました。
次に 24 ページをお願いします。
報告第 5 号の番号 1 番及び 2 番については、農地基本台帳で経営農地として登載されていない土地について、農地として利用している旨の申出がありました、記載の委員の方々に確認をしていただきました結果、現況が全て農地として利用されてい

ることを確認しましたので、番号1番は11月30日付けで、番号2番は12月23日付けでそれぞれ農地基本台帳に登載しました。

報告は以上です。

議 長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前10時23分中断)

<農地銀行運営委員会議>

議 長

総会を再開いたします。 (午前10時26分再開)

次に連絡事項をお願いいたします。

<連絡事項>

議 長

その他について何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員の方は、本日配布された「資料1」及び「資料3」並びに書類説明会資料等をその場に置いて退席をお願いします。

(午前10時45分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和2年12月24日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(12 番 高畑 隆一 委員)

議事録署名者
(13 番 高部 宏生 委員)